

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年12月26日

【会社名】 新華ホールディングス・リミテッド
(新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 レン・イー・ハン
(Lian Yih Hann)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンスドライブ、クリケットスクウェア
(Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神谷 光弘

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー21階
スカヤデン・アープス法律事務所

【電話番号】 03(3568)2600

【事務連絡者氏名】 弁護士 西 理広

【連絡場所】 東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー21階
スカヤデン・アープス法律事務所

【電話番号】 03(3568)2600

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2016年12月22日開催の当社の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
平成28年12月22日

(2) 決議事項の内容

第1号議案：第三者割当により新株式及び新株予約権を発行することについて承認を求める件。

2016年11月11日、当社の取締役会（以下、「取締役会」といいます。）は、Esther Mo Pei Pei氏（以下「モー氏」又は「割当予定先」といいます。）に対して、第三者割当により新株式（以下「新株式」といいます。）を500,000株及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を8,000,000個を参考資料に記載のとおり発行することを決議しました。ただ、第2号議案にあるA種優先株式の償還が行われた場合、本新株式及び本新株予約権の発行が有利発行に該当すると見なされる可能性があること、また本新株式を発行し、本新株予約権が全て行使された場合には、大規模な希薄化が生じることに鑑み、取締役会は、株主の皆様の特別決議による承認を得た上で発行することといたしました。

第2号議案：当社の225,000株のA種優先株式の保有者に償還する権利を与えることについて承認を求める件。

2014年8月6日、当社は第三者割当により、当社のCEOであるレン・イー・ハン氏（以下、「レン氏」といいます。）に対して、第三者割当により225,000株のA種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）を1株につき23.24香港ドルにて発行しました。その後、第1号議案にある第三者割当を実施するにあたり、全ての優先株式は、2016年11月11日に現在の保有者であるモー氏に譲渡することを決議しました。本優先株式の保有者は、本優先株式の発行要項に従い、当社の株主総会において株主の皆様の普通決議による承認を得た場合に本優先株式の償還請求権を行使することができます。今般、モー氏が第1号議案にある第三者割当を引き受け、高いリスクを取るための代償として、本優先株式の償還権を取得することを要望しておりました。そこで、当社は、優先株式の保有者が、償還する優先株式数、償還日及び償還額を記載した書面にて当社に通知することにより、優先株式の全部又は一部を2017年2月1日以降いつでも、1株当たり23.24香港ドルの発行価額にて償還するよう請求する権利を与えることを決議し、本株主総会にて株主の皆様の普通決議によるご承諾を得ることといたします。なお、ケイマン法においては、償還の直後に当社が全ての負債を支払うことができる資金を有しない場合には、保有者は償還を請求することができないとされており、取締役会は、当社の優先株式の保有者に償還する権利を与えることについての普通決議による承認をお願いすることといたしました。

第3号議案：レン・イー・ハン氏の取締役としての再選任の件。

レン氏は、3年以上取締役及び取締役会会長を務めており、今般、本人の意向により、取締役を辞任し、年次株主総会において同職に再任されることについて承認をお願いしたいと考えております。取締役会は、レン氏が同職に再任されることについて普通決議による承認をお願いすることといたしました。

第4号議案：計算書に関する附属定款の定めの変更について承認を求める件。

現在、当社附属定款第41条(1)項は、「計算書及び貸借対照表、取締役及び会計監査人の報告書並びにその他貸借対照表に添付することを要する書類の検討及び可決は、年次株主総会で行われる議事として特別ではない」旨を規定しております。もっとも、当該検討及び可決が、年次株主総会において承認を得る必要がある旨は明記されておりません。また、附属定款第126条にて、貸借対照表及び損益計算書が付随され、法律により添付が要求される一切の文書を含み、該当する会計年度末に作成され、かつ、適当な見出しによる当会社の資産及び負債の概況を含む取締役会による報告書の印刷による写しと、会計監査人による報告書の写しが添付される収入及び支出の報告書、並びに監査委員会の報告書の写しは、株主総会開催日の21日前までに授権された各者に対し送付されることを規定しております。取締役会は、計算書及び貸借対照表、取締役及び会計監査人の報告書並びにその他貸借対照表に添付することを要する書類の検討及び可決は、ケイマン諸島の法律の下では要求されていないこと、また附属定款第126条に従いこれらの書類の写しが株主に提供されることを考慮し、誤解を招くことを防ぐため、第41条(1)項を以下のとおり修正し、これらの書類の可決が株主総会において必要がない点を明確にすることについて特別決議により承認をお願いすることといたしました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	5,483,915	111,847	-	(注1)	可決(98.0%)
第2号議案	5,483,076	112,686	-	(注2)	可決(98.0%)
第3号議案	5,499,517	96,245	-	(注2)	可決(98.3%)
第4号議案	5,500,701	95,046	-	(注1)	可決(98.3%)

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する2名以上の株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成によります。

(注2) 議決権を行使することができる株主本人又は代理人による投票数の単純多数の賛成によります。

以上